

障害を理由とする差別の解消の推進に関する公立大学法人岡山県立大学 教職員対応要領に基づく手続マニュアル

1 目的

岡山県立大学教職員対応要領第8条に基づく相談体制の手続マニュアルとして定める。

2 対象者（障がい学生）の定義

- (1) 身体等に障がいがあり、障害者手帳を有する者またはそれに準ずる障がいがあることを証明する診断書を有する者。
- (2) 本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた者。

3 事務手順

(1) 支援要請（相談）：

- ① 教職員が、学生または保護者から修学支援等に関する支援要請（相談）を受けた場合、学生相談室、学生支援室、学生支援班、保健室を紹介。
- ② 教職員は、修学支援等が必要と思われる学生がいた場合、本人の意思を確認したうえで、学生相談室、学生支援室、学生支援班、保健室を紹介。

(2) 支援要請（相談）の受取、意思とニーズの把握

支援要請（相談）を受けた学生相談室員、学生支援室員、学生支援班員、保健室員（以下、相談員）は、修学状況のアセスメントと支援ニーズの把握を行いながら、『支援申請書』を学生とともに作成する。必要であれば他の相談員や教職員と連携を図りながら行う。

修学状況のアセスメント：学生が困っていること（入学後に困るであろうこと）を聴き、困りごとの解決に向けた話し合いを行い、学生の意思を確認する。ただし、学生のなかには困り感のない学生も多いため、対話をしながら困り感を引き出すことが重要。

また、身体障がい学生の場合は、教室、トイレ、廊下、図書館など利用の考えられる場所に行き、利用を体験しながら困りごと、ニーズを引き出す必要がある。

※『授業時における支援申請書』および『定期試験時における特別措置申請書』も同時に作成できれば、『支援申請書』に添付する。

(3) 『支援申請書』の提出

本人とともに作成した『支援申請書』は個人情報の扱い等について本人の同意を得たうえで、直接または相談員が学生支援班に提出する。

※『授業時における支援申請書』および『定期試験時における特別措置申請書』を添付することも可能。

(4) 学生支援室長は学生支援班経由で『支援申請書』を受理。

(5) 学生支援室長が「支援・配慮一次検討会議」を招集。（支援申請書受理から休日を除く5日以内）

検討内容：学生相談室，保健室，学生支援室の立場から，合理的配慮の必要性 ※1)，支援方法の方向性の検討，「支援・配慮二次検討会議」招集メンバーの決定，個人情報開示範囲の検討

検討会メンバー：学生支援室員 ※2)。以下は状況をみて招集，相談員，支援要請（相談）を紹介した教職員，本人，保護者など。

(6) 学生支援室長が「支援・配慮二次検討会議」を招集。（「支援・配慮一次検討会議」から休日を除く5日以内）

検討内容：合理的配慮計画（案）の作成【具体的な支援・配慮方法，体制，調整の合意形成】

検討会メンバー候補：学生支援室員，学生部長，該当学科大学教育センター協力教員，該当学科教務専門委員，該当学科教務班職員，該当学科学科長，該当学部学部長，本人，保護者，学生相談室カウンセラー，講義・実験・演習担当教員，その他

(7) ピア・サポーター学生の選任 ※3)

学生支援室長がピア・サポーター学生から適当な学生を選任し委嘱する。

(8) 『配慮要請（案）』の作成および確認と合意形成

学生支援室長が配慮の内容を示した「配慮要請（案）」を学生部長と協議のうえ作成し，本人および保護者に説明し合意形成を図る。合意形成された場合，本人および保護者に個人情報の取扱い等の同意を得る。

(9) 『配慮要請』の提出

配慮要請の内容に基づき学生支援室長および本人が「配慮要請」を関係教職員またはピア・サポーター学生（以下，支援実施者）に提出。併せて学長に報告する。

(10) 支援の実施

学生支援室長は，支援実施者と連携を図りながら，継続的に助言，調整を行う。

(11) 支援の点検

学生支援室は，本人と定期的及び期末に面談を行い，支援・配慮内容における問題解決を図る。各種支援申請書の再提出も可能。

(参考)

『合理的配慮の内容は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に
 応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況
 を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段および方法について、必要かつ合理的な範囲で、
 柔軟に対応する必要がある。』（文部科学省）ため、上記のマニュアルはあくまで基本的な
 マニュアルとして考える。

※1 合理的配慮（障害者の権利に関する条約 第二条）

「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを
 確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされ
 るものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」

※1 合理的配慮の必要性の判断基準

- 1) 身体等に障がいがあり、障害者手帳を有する者またはそれに準ずる障がいがあること
 を証明する診断書を有する者。
- 2) 本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたもの。
- 3) 本学の体制面および財政面において、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。

※2 学生支援室員

大学教育開発センター 学生支援部会員

※3 ピア・サポーター学生

ボランティア・ステーション（仮称）登録学生※4）。学内外の研修会を通じて、サポー
 ト体制を構築する。

※4 登録学生

ボランティア・ステーションメンバーリストに登録している学生

マニュアル概略図

